

あはき免許所有者の死亡等に伴う名簿登録消除申請等について

2023. 06. 10

1) 公益財団法人東洋療法研修試験財団

死亡または失踪の宣告を受けたときは、戸籍法による死亡または失踪の届出義務者は、30日以内に名簿登録消除申請をしなければなりません。また、前記以外の理由により名簿登録を消除したいときも同様です。

<https://ahaki.or.jp/registration/guidance/elimination/>

☎ 03-5811-1666

2) 管轄の保健所

開設している施術所を廃止したときは、事実発生後10日以内に管轄の保健所へ施術所廃止届出が必要です。

3) 所管する厚生局

健康保険取扱いをしていた施術所を廃止するときは、受領委任の取扱いを辞退する下記の届け出が必要です。

療養費の受領委任の取扱いに係る届出事項の変更届

施術所廃止届の写し（施術所廃止の場合）

住民票等の死亡が確認できる書類（施術管理者が死亡した場合）

4) 管轄の福祉事務所等

生活保護の指定を受けている施術者であれば、業務廃止の届出用紙に所定の事項を記載し、住所地（施術所を開設している施術者にとっては、当該施術所の所在地）を管轄する福祉事務所等に提出してください。

5) 所管する労働局

労災保険の取扱いをされていた場合、指名施術所登録（変更）報告書を使い、所管する労働局に取消の届出をします。

6) 所管する税務署

廃業した日から1カ月以内に、「個人事業の廃業等届出書」を提出します。